

山梨県飲酒運転根絶運動実施要領

1 目 的

飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の市町村別発生状況のデータなどに基づき、地域ごとの発生要因等の分析、広報、啓発等を行い、県民一人ひとりの飲酒運転根絶意識の高揚を図る。また、飲酒運転を防止するための措置を強化する必要がある場合は、警報を発出して、県警察、市町村、その他関係機関・団体と連携協力して飲酒運転根絶の取組を推進し、飲酒運転を防止する。

2 主 唱 山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

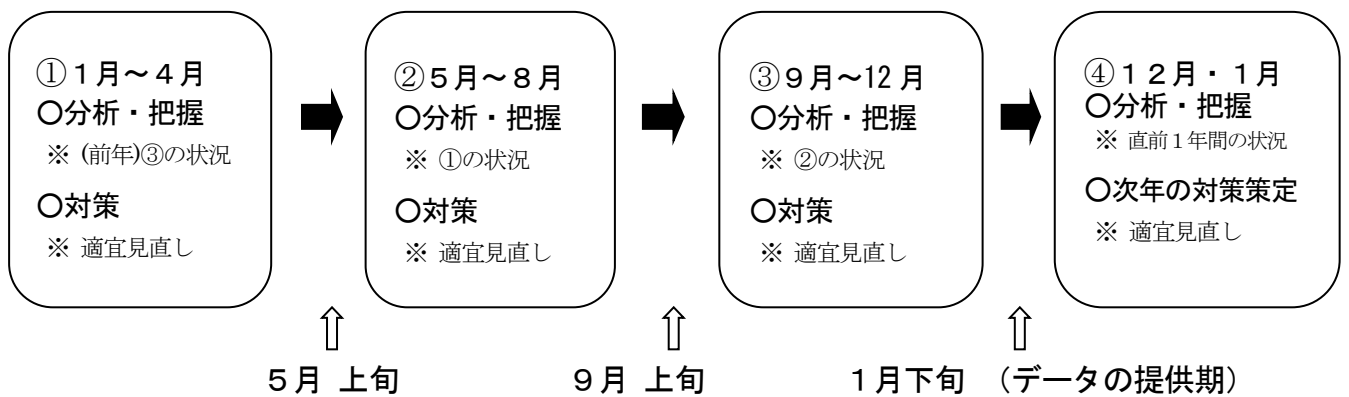
3 主催機関・団体 協賛機関・団体（山梨県交通安全運動基本要綱別記1のとおり）

4 実施期間 通年

5 重点期間 1月1日～1月31日

6 運動の内容

- (1) 飲酒運転の根絶を地域の課題ととらえ、1月を「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」の期間とし、市町村ごとに実施する飲酒運転根絶対策の広報、啓発活動等により、地域住民の飲酒運転の根絶を目指す。
- (2) 山梨県内において、飲酒運転を伴う交通事故・事件の発生が基準に達した場合に「飲酒運転事故防止警報」を発出する。
- (3) 各関係機関等の役割
 - ・ 県は関係機関・団体等と連携し、様々な情報提供や講習会の開催等、飲酒運転根絶のため、意識の普及、啓発等に努める。
 - ・ 県警察本部は、4ヶ月ごとに、飲酒を伴う違反・事故の発生状況のデータを集計・分析し、県に提供する。
 - ・ 市町村は関係機関・団体等と連携し、飲酒を伴う違反・事故の発生状況のデータ等に基づき、飲酒運転の要因等の分析による現状把握を行い、飲酒運転根絶のため、実践的で効果的な広報、啓発等を行う。
 - ・ 関係団体は関係機関と連携し、飲酒運転根絶のための運動等に積極的に協力する。
- (4) 分析による把握と対策
 - ・ 市町村では、4ヶ月を1サイクル（①～③）として、発生状況のデータ等の分析による現状把握を行い、関係機関・団体等と連携し、各種対策を講ずる。
 - ・ 対策については、適宜、必要な見直しを行い、より効果的な運動等の推進に努める。
 - ・ 次年の対策策定を12月・1月に行う。



(5) 「飲酒運転事故防止警報」

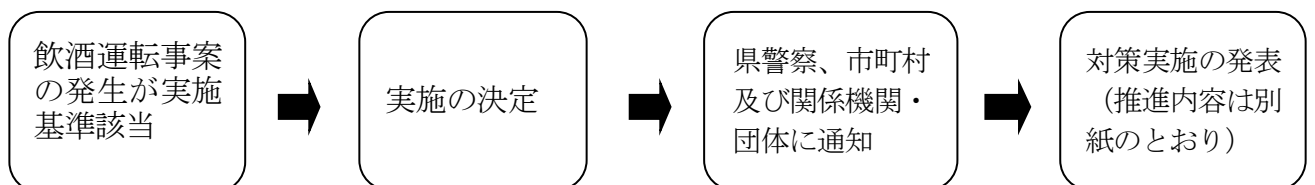
①実施基準

- ・ 飲酒運転による交通死亡事故（警察が報道機関へ発表したもの）
～ 1年以内に2件以上発生した場合
- ・ 社会的反響の大きい飲酒運転事案

②対策期間

事故発生後から概ね10日間（対策期間中、新たに重大な飲酒運転事案が発生する等、延長の必要がある場合、7日間以内で延長することができる。）

③実施の流れ



④「飲酒運転事故防止警報」を実施しない場合

交通死亡事故多発警報など他の取組と警報とが重複した場合、警報は実施しない。